



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2022.11月 No.211

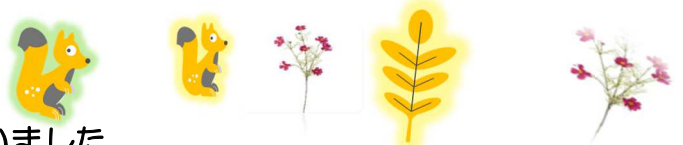
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

今年も残すところ2か月となりました。新型コロナウイルス感染の第8波が報告され、全国的に再び感染者が増加傾向にあります。今年は季節性インフルエンザとの同時流行にも備えなければなりません。どうぞくれぐれもお体ご自愛ください。

事業所の皆様にはご苦勞の絶えない日々がいまだに続いている事と思います。年末の慌ただしい時期になります。職場の安全確保の為にも、先ずは各事業所から感染者を出さない・感染させない事。これまで以上に手洗い・うがい・マスクの着用を徹底し、何よりもこまめな換気の心掛けを指導していきましょう。

当事務所と致しましても引き続きご支援させて頂きたいと思います。お気軽にお声をかけて下さい。

労働保険事務組合きずなの事業所様へ



● 労働保険料第2期分の納付ありがとうございました。

11月14日に国への納付を致しました。ご協力ありがとうございました。なお、3期分の納入通知書は12月に入りましたら順次送付いたします。納付期限は、1月31日となります。どうぞよろしくお願い致します。

助成金申請をお考えの事業所様へ

各種助成金には受給する為に様々な要件があります。まずは早目に、担当にご相談下さい。事前に準備をしなければならぬ場合がありますのでお気を付け下さい！！

社会保険加入の事業所様へ

● 健康保険被扶養者状況リストが届いていませんか？

全国健康保険協会より令和4年度被扶養者状況リストが送られて来ています。（該当する扶養者がいない事業所様には送付されません。）内容を確認頂きましたら、当事務所迄ご連絡お願い致します。

● 冬期賞与の支給があればご連絡ください

賞与にも社会保険料はかかります。年金事務所へ届出が必要ですので当事務所へご連絡ください。また、控除する社会保険料がご不明な場合は、こちらで金額を計算いたしますので、気軽にお問合せ下さい。

● 昇給・降給がありましたらご連絡ください。標準報酬月額変更の手続きが必要な場合があります。

毎年11月は《 労働保険適用促進月間 》です！！

労働保険は国が管理、運営する強制的な保険です。労働者を一人でも雇っていれば（アルバイト含）原則適用事業所となり労働保険に加入しなければなりません。労働保険未加入の事業所様から相談があった場合、従業員を雇用しているのに労働保険に加入していない事業所様が身近にいる場合には、当事務所でご相談に乗ることも可能です。いつでもご連絡下さい。